

令和6（2024）年4月吉日

特定非営利活動法人日本歯周病学会
専門医・指導医・認定医・認定歯科衛生士 各位
研修施設責任者 各位

特定非営利活動法人日本歯周病学会
専門医委員会
認定医委員会
歯科衛生士関連委員会

認定3資格の更新受付時期について（通知）

拝啓

春暖の候、皆様におかれましてはますますご健勝のことと存じます。

日頃から、本学会の活動に御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、2024年度より本学会認定資格の更新受付期間を下記のとおり変更しました。

つきましては、ご自身の認定資格有効期限をご確認の上、更新受付時期にご留意ください。

なお、更新受付期間を記した「更新のお知らせ」を更新期限前に郵送にて2回送付いたしますので、所属先変更や転居等が発生した際には口腔保健協会会員管理システム「OHASYS」より変更手続きをお願い申し上げます。

受付時期変更につき、ご不便をおかけしますがご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 更新申請受付期間は5年毎に1度のみとする。
- 申請受付期間は原則、認定資格有効期限より2回前の学術大会後の申請期間のみとする。
例①有効期限 令和10(2028)年6月30日の場合
→令和9(2027)年（第70回）秋季学術大会後の申請期間
例②有効期限 令和10(2028)年12月31日の場合
→令和10(2028)年（第71回）春季学術大会後の申請期間
- 最終承認は申請後に開催される理事会（各学術大会前日開催）とし、学術大会終了後、随時新しい認定証を送付する。

【変更の理由と背景】

令和6（2024）年2月、日本歯科専門医機構より「2024年度より歯周病専門医及び研修施設における更新申請受付時期を認定期限の1年前から^{※1}→半年前から^{※2}とするよう」指導がございました。

認定医・認定歯科衛生士は同機構の指導対象外ではございますが、混乱を避けるためにも全ての資格が同様の対応を取るべきという認定3委員会での意向を受けて、令和6（2024）年度第1回常任理事会にて同年度より申請受付機会を更新期限の半年前から^{※2}とする変更を決定いたしました。

※1 有効期限より3回前と2回前の学術大会後の申請期間どちらでも更新申請が可能（2023年度迄）

※2 有効期限より2回前の学術大会後の申請期間のみ更新申請が可能（2024年度から）

以上